

	番号	ご質問	回答	ガイドラインのページ
対象	1	計画書及び報告書で記載するのは、何年度のものですか。	報告書は令和7年度（2025年度）実績、計画書は令和8年度（2026年度）計画をご記載ください。	概要編 5 ページ
対象	2	取次事業者ですが、計画書等の対象事業者になりますか。	取次事業のみで、自社として東京都への電力供給がない場合には本制度の対象とはなりません。	概要編 4 ページ
定義	3	非化石証書が付与された電力量を「基礎排出係数」「調整後排出係数」「再生可能エネルギー利用量」等に用いる場合、エネルギー環境計画書制度と、温対法における非化石証書の適用時期は、同じでしょうか。	温対法と同様です。「電気事業者が当該年度の基礎二酸化炭素排出量及び調整後二酸化炭素排出量の算定に利用できる非化石証書は、当該年（前年度の1月から3月まで及び当該年度の4月から12月）に発電された FIT 電気及び非 FIT 非化石電気に係る非化石証書とする。」とします。	－
定義	4	「新設再生可能エネルギー利用量」とは何のことですか。	2024年度以降に稼働した再生可能エネルギー発電設備からの報告対象年度における供給量かつ、非化石証書等で再エネ価値が付与されている量となります。なお、稼働は試運転を含みます。	概要編 16 ページ
定義	5	「再エネ証書かつ再エネ電源利用率」及び「新設再生可能エネルギー利用率」について、別の電源の証書でもよいでしょうか。	「再エネ証書かつ再エネ電源利用率」及び「新設再生可能エネルギー利用率」の算定に用いる再エネ証書は、別の再エネ電源の証書でも構いません。	概要編 16 ページ
定義	6	「証書未発行の再エネ電源からの電気量」とは、非FIT再エネ電源から証書を調達しなかった電気量のことですか。	「証書未発行の再エネ電源からの電気量」は、証書を調達しなかった電気量のことではありません。証書そのものを発行していない再エネ電源から調達した場合の電気量を指します。証書そのものを発行していないため、電気自体に環境価値が残っているものとみなします。	概要編 12 ページ
定義	7	清掃工場等におけるバイオマス・非バイオマス部分の扱いについて教えてください。	FIT・非FIT認定されて非化石証書等（再エネ指定に限る）が発行可能なものは再生可能エネルギー（バイオマス）として、それ以外は未利用エネルギーとしてください。	概要編 14 ページ
定義	8	「再エネ利用率50%」の目標達成には再エネ指定無しの証書を活用したプランでは達成出来ないという事になるのでしょうか。	再エネ指定無しの証書は、再生可能エネルギー利用量として利用できません。具体的に利用できる証書は以下です。 ・グリーン電力証書 ・再エネ指定のJクレジット（省エネ、森林吸収は利用できません） ・FIT非化石証書 ・非FIT非化石証書（再エネ）	概要編 11 ページ
発電所情報	9	計画書「A3_2シート」、報告書「C3_2シート」で記載する発電所情報は、電源種が同一であれば「○○発電所等」ととりまとめて記載してよいでしょうか。	低圧太陽光については集約し記載することは可能です。都道府県単位、区市町村単位などで集約して記載してください。 太陽光以外の電源種による発電については発電事業所ごとの記載をお願いいたします。	入力方法編 21、54 ページ
発電所情報	10	計画書「A3_2シート」、報告書「C3_2シート」で記載する発電所情報の中で、同一の発電所で「FIT」「非FIT」「非再エネ」のうち複数の区分にまたがるものがあるのですが、どのように記載すればよいですか。	同一発電所で複数の区分がある場合、別々に記載をお願いします。同一行（セル）とせず、複数行に入力してください。	－
発電所情報	11	計画書「A3_2シート」、報告書「C3_2シート」で記載する発電所情報の運転開始年月とは、調達を開始した日ですか。	発電所そのものの運転開始年月を記載してください。なお、運転開始は試運転を含みます。	入力方法編 22、55 ページ
発電所情報	12	計画書「A3_2シート」、報告書「C3_2シート」で記載する発電所について、未稼働のものがあるがどのように記載すればよいでしょうか。	令和8年度内に稼働する予定の場合、計画書「A3_2シート」にのみご記載ください。予定の年月で構いません。	－
発電所情報	13	「調達した電気」と「非化石証書」のトラッキング情報が基本一致していませんが、計画書「A3_2シート」、報告書「C3_2シート」で記載する発電所情報は、電気本体の調達発電所を記載すればよろしいでしょうか。	「調達した電気」本体の調達発電所を記載してください。「再生可能エネルギー利用量」「再エネ証書かつ再エネ電源利用量」「新設再生可能エネルギー利用量」の算定については、「調達した電気」と「非化石証書」のトラッキング情報の一致は必要ありません。	－
発電所情報	14	計画書「A3_2シート」、報告書「C3_2シート」で記載する発電所情報のうち、低圧太陽光発電の発電所名は、個人名を記載するのでしょうか。	個人名の記載はお控えください。また、低圧の太陽光発電所については、都道府県単位等でまとめてご記載いただけます。	入力方法編 21、54 ページ

	番号	ご質問	回答	ガイドラインのページ
発電所情報	15	計画書「A3_2シート」、報告書「C3_2シート」で記載する発電所情報は公表内容に含めないことが出来るとありますが、公表内容に含めない旨をどのように申告するのでしょうか。	電源情報につきましては、「発電事業者又は需要家との契約により、第三者への公開ができないもの」及び「他の特定事業者その他の関係事業者との競争関係により、経営に大きく影響するもの」に該当することを明らかにしていただいた上で、これらを公表内容に含めないことが可能です。「非公表」もしくは「一部非公表」と記載の上、非公表とする「箇所」と「理由」を別紙（様式自由）にて記載の上、提出をお願いいたします。 非公表の場合も、都への報告自体は必要です。非公表様式を配布しますので、ヘルプデスクにご連絡ください。	入力方法編 21、54ページ
発電所情報	16	計画書「B2」シートおよび報告書「E2」シートに記載する各メニューの電源種は、電気の調達元の発電所の種別とメニューに付与した証書の調達元の種別のどちらを書けばよいでしょうか。	電気の調達元の発電所の種別を記載してください。	－
発電所情報	17	メニューの供給電気に係る発電所が多く、計画書「B2」シートおよび報告書「E2」シートの記載欄に収まらない場合はどのように記載したらよいでしょうか。	各メニュー最大14か所まで発電所情報を記載いただけますので、超過する場合は14か所選択して記載ください。	－
電源構成	18	バランシンググループからの調達の電源種はどのように記載したらよいでしょうか。	バランシンググループを含む他社から調達した電気は、その電気の排出係数やFIT認定の有無に応じて、「その他（非再エネ）」「他社から（FIT）」「他社から（非FIT）」のいずれかで利用量を記載してください。なお、その電源構成が判明する場合は「太陽光」等の電源種に振り分けることも可能です。	－
電源構成	19	屋根置太陽光からの発電についてはどのように記載したらよいでしょうか。	屋根置太陽光の発電量のうち、自家消費分を除いた余剰分として買い取られる量を調達量としてD2シートへ記載してください。	－
電源構成	20	蓄電池から供給電気には、PVからの送電と系統からの充電分が混在しています。この蓄電池からの電気の利用はどのように記載したらよいでしょうか。	排出係数のある電気と考えられるため、計画書「B1」シートおよび報告書「D3」シートに「その他（非再エネ）」として利用量を記載してください。また、「A3_2」「C3_2」シートへ発電所情報を記載する必要はありません。 なお、FIP電源に併設の蓄電池の場合は、非FIT非化石電源として認められるケースがあります。 https://www.biprogy.com/solution/uploads/2_nonfit-nintei_explain_hosoku3.pdf	－
電源構成	21	報告書「D2シート」で報告する再エネ電源からの調達量について、調達元のすべての再エネ発電所を記載するということでしょうか。	エネルギーの種別、FIT・非FIT、新設再エネ対象かどうかの区分がすべて同じものについては、まとめて記載していただいて構いません。	入力方法編 47ページ
電源構成	22	報告書「D2シート」と報告書「D4シート」の転売量の違いについて教えてください。	特定の発電所からの調達をそのままその発電所に紐づいた形で転売した際には「D2シート」、混合電源や、発電所を特定しないFIT電源や再エネ電源として転売した場合には「D4シート」にご記載ください。	入力方法編 48、51ページ
メニュー	23	計画書「B2シート」、報告書「E2シート」に記載する温対法メニューが複数名称の商品名を包含している場合、商品名等は同一セル内に複数記入でしょうか。「～等」と記入してよいでしょうか。	同一セル内に、商品名をすべて記入してください。区切りは「、」をお願いします。セル枠内をオーバーしても構いません。 商品名欄 例：実質再エネプラン、EV再エネプラン、RE100対応プラン 商品名は、再エネ100％メニューが各種補助金の補助要件になっている場合に、要件に適合しているか確認する際にも必要になりますので、全商品名の記入にご協力をお願いします。	入力方法編 30、69ページ
提出書類	24	提出物の「温対法資料」とは何ですか	温対法（「地球温暖化対策の推進に関する法律」の略称）に基づき、経済産業省に電気の排出係数を報告した際の様式と添付した根拠書類をご提出ください。	入力方法編 37、38ページ
提出書類	25	根拠書類にある「無効化通知書」「非化石証書等」は、何を提出すればよいですか。	温対法で経済産業省に電気の排出係数を報告した際に添付したものと同一書類をご提出ください。	入力方法編 61ページ
提出書類	26	温対法で提出した非化石証書の写しが大量にあります。全て提出しなければならないのでしょうか。	ZIP等でまとめてご提出ください。	－